

国の行政機関の法令等遵守（会計経理の適正化等）に関する調査

[資料]

資料 1	「国の行政機関の法令等遵守態勢に関する調査」結果に基づく勧告事項の改善の推進（概要）	1
資料 2	不適正な会計経理の概要（府省別）	5
資料 3	不適正な会計経理の概要（発生区分別）	6
資料 4	不適正な会計経理の概要（本府省・地方支分部局等の別）	6
資料 5	不適正な会計経理の概要（態様別）	7
資料 6	不適正な会計経理防止対策の実施状況（補助金に係るもの以外）	8
資料 7	不適正な会計経理防止対策の具体例	9
資料 8	補助金に係る不適正な会計経理防止対策の実施状況	10
資料 9	補助金に係る不適正な会計経理防止対策の具体例	11
資料 10	国の行政機関が自ら執行する物品や役務の公共調達に係る不適正な会計経理の指摘等があった 5 府省の取組	12
資料 11	他府省での指摘を踏まえ、監査計画の重点項目に不適正な会計経理を盛り込んでいる 4 府省の取組	14

国家公務員倫理法等

勧告要旨

- (1) 職員に対して定期的に研修の受講機会を与え、倫理に係る遵守事項の浸透を図ること
(1府省)
倫理に係る遵守事項の浸透度の定期的な把握により、周知・啓発、研修の実施方法や内容を見直すこと(14府省)
- (2) 贈与等報告書の提出漏れの防止に一層努めること。(15府省)
贈与等報告書の閲覧体制を整備するとともに、閲覧場所等の必要な事項をホームページに掲載するなどにより周知を図ること(10府省)
- (3) 内部通報窓口を整備すること(2府省)
電話・面談による通報手段、匿名による通報を受け付けることについて、規程に明示し、職員に周知すること。また、倫理監督官に対し、通報内容及び処理結果を報告する仕組みを規程上明確にすること(15府省)

改善措置状況(平成22年5月末現在)

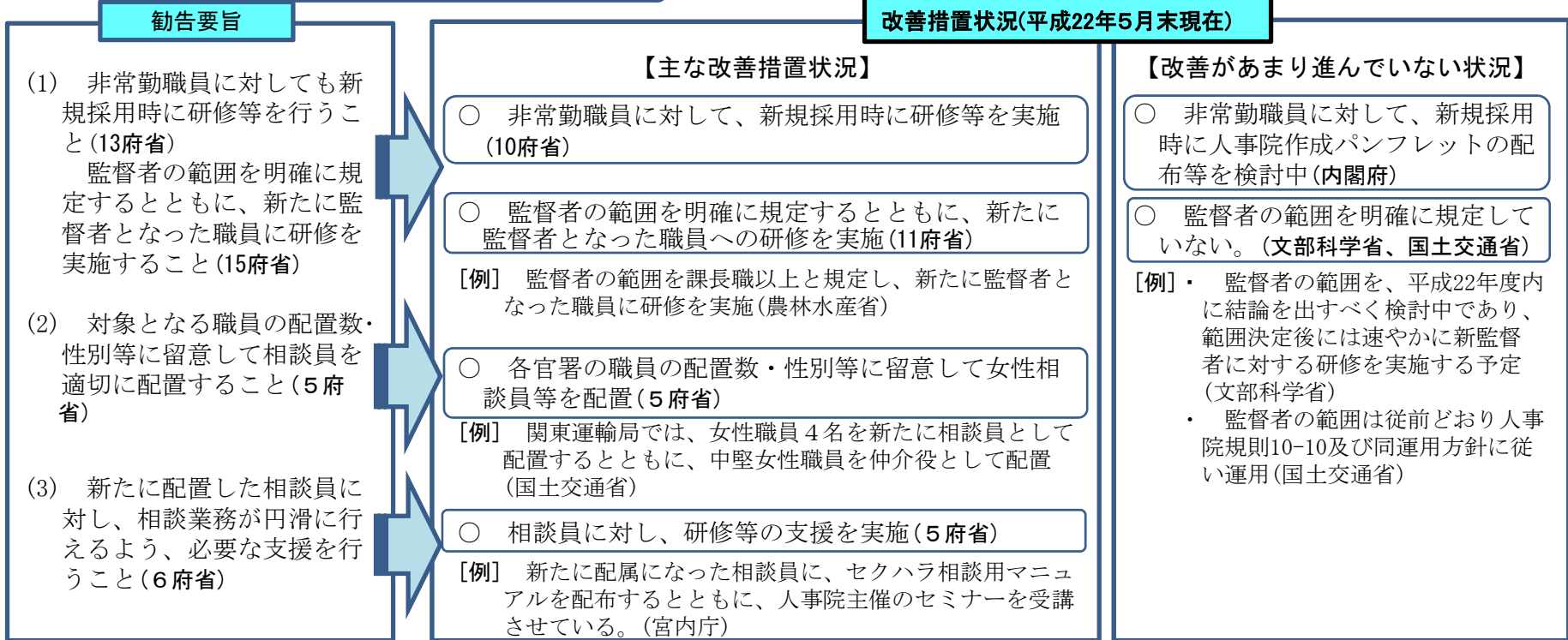
【主な改善措置状況】

- 定期的に倫理制度に関する研修を実施(環境省)
- 職員を対象としたアンケート等により倫理に係る遵守事項の浸透度を把握し、研修方法等を見直し(7府省)
[例] セルフチェックシートへの回答結果を分析し、平成22年度以降に実施する研修内容を重点化(経済産業省)
- 四半期ごとに提出漏れ防止の周知文書を発出等し、制度を周知徹底(15府省)
[例] 贈与等報告書の提出時期ごとの注意喚起に加え、事務次官通達を発出し、提出漏れ防止を周知徹底(防衛省)
- 贈与等報告書の閲覧に関する規程等を整備し、閲覧場所等の必要事項をホームページに掲載(6府省)
- 内部通報窓口を整備(法務省(公安審査委員会)、文部科学省(文化庁))
- 電話・面談による通報手段、匿名による通報の受付、倫理監督官への通報内容・処理結果の報告について規定(9府省)
[例] 電話・面談による通報を含む通報手段及び匿名による通報を受け付けることについて、それぞれ規程に明示(国家公安委員会(警察庁))

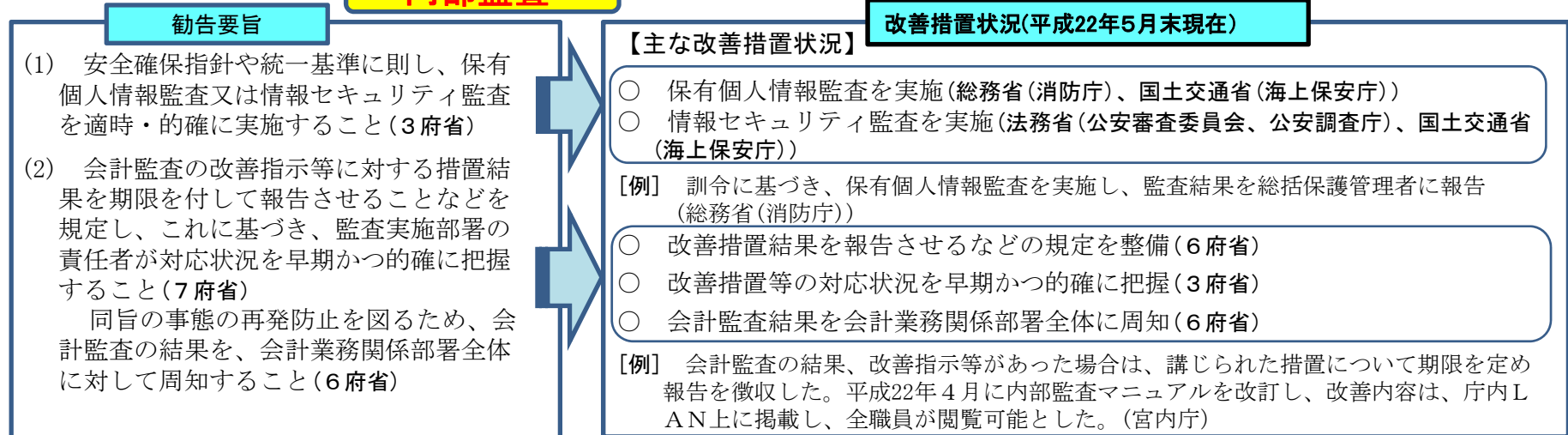
【改善があまり進んでいない状況】

- 倫理に係る遵守事項の浸透度の定期的な把握による研修方法等の見直しが十分行われていない。(内閣府、金融庁、文部科学省)
[例] ・ アンケート調査等を実施の上、研修内容等の見直しを予定していたが、それを行っていない。(内閣府)
・ アンケート調査等の方法を引き続き検討(金融庁)
・ 倫理に関するチェックシートを集計・分析していない。(文部科学省)
- 贈与等報告書の閲覧場所等必要事項のホームページへの掲載等について検討中(内閣府)
- 電話・面談による通報手段、匿名による通報の受付、倫理監督官への通報内容・処理結果の報告について、規程の整備を検討中等(内閣府、宮内庁、財務省、文部科学省)
[例] ・ 倫理監督官への報告等に関する規程の整備を含め、倫理専用の通報窓口の設置について検討(内閣府)
・ 通報内容の信ぴょう性が疑われるような場合の倫理監督官への報告を規定することは他府省の取組を参考に検討(文部科学省)
・ 平成21年度末までに規程の改正を予定していたところであるが、平成22年度中の改正を予定(宮内庁、財務省)

セクハラ防止等



内部監査



内部通報制度

勧告要旨

- (1) 通報規程及び通報窓口が整備されていない機関は、ガイドラインの趣旨に則した整備を行うこと(2府省)
- (2) 通報規程において通報対象事実の範囲を公益通報者保護法の対象法令に限定している機関は、通報対象事実の範囲をガイドラインに則して職務上の法令違反行為とすること(2府省)
 通報対象事実の範囲を職務上の法令違反行為としている機関は、通報対象事実の範囲に職務外の法令違反行為など適正な業務を推進する上で必要と認める事実を加えることについて検討すること(14府省)

改善措置状況(平成22年5月末現在)

【主な改善措置状況】

- ガイドラインの趣旨に則して通報規程及び通報窓口を整備(法務省(公安審査委員会)、文部科学省(文化庁))
 - ガイドラインに即して通報対象事実の範囲に職務上の法令違反行為を追加(法務省(公安調査庁)、農林水産省)
 - 通報対象事実の範囲に職務外の法令違反行為等の追加等(9府省)
- 【例】
- ・ 平成21年7月に関係規程を改正し、通報受付の対象に、職務外の法令違反行為を含む適正な業務の推進に資する事実を追加(外務省)
 - ・ 平成22年5月に関係規程を改正し、通報対象事実の範囲を職務外の法令等違反行為(環境省職員による違法、不当な行為に関する通報等)まで拡大(環境省)

非違行為対応①

勧告要旨

- (1) **非違行為に対する即応体制、処分等の手続の透明性の確保**
 - 非違行為発生時における関係情報を組織内部において迅速・的確に伝達するための手続を規定すること(13府省)
 - 矯正措置に係る規定を明定していない本府省等にあつては、規程を策定し職員に明示すること(6府省)
 - 既に当該規程を策定している本府省等にあつても、矯正措置の量定について、基準を設けること(13府省)

改善措置状況(平成22年5月末現在)

【主な改善措置状況】

- 非違行為の速報・連絡の体制、手順に関する規程を整備(6府省)
 【例】 平成22年5月に、非違行為発生時の速報・連絡体制について規定し、管区等へ通知するとともに連絡体制の構築を指示(国土交通省(気象庁))
 - 矯正措置に係る規程を整備(4府省)
 【例】 平成21年9月に「公安審査委員会事務局職員の訓告等に関する訓令」を策定し、矯正措置に係る規定を職員に明示(法務省(公安審査委員会))
 - 矯正措置に係る量定基準の策定に取組み(国土交通省、防衛省)
 【例】
- ・ 交通違反、交通事故については既に基準を設け運用中。それ以外のものについても、今後可能なものから順次基準化に取組み(国土交通省)
 - ・ 平成22年10月を目途に、各機関等で統一した懲戒及び訓戒等の処分の量定基準の訓令を策定中(防衛省)

【改善があまり進んでいない状況】

- 非違行為の速報・連絡の体制、手順に関する規程の整備を検討中等(内閣府、公正取引委員会、外務省、環境省)
 【例】
- ・ 規程を設けている他省庁の例を参考等に検討(内閣府、外務省)
 - ・ 他府省の検討状況を見つつ、平成22年度中を目途に検討(環境省)
 - ・ 平成21年度中を目途に規程の策定を予定していたところであるが、平成22年中の策定を予定(公正取引委員会)
- 矯正措置に係る量定基準の策定を検討中(11府省)
 【例】 量定の基準を設けることについて、他府省の例を参考等に検討(11府省)

非違行為対応②

勧告要旨

(2) 懲戒処分の適正な公表

人事院の公表指針を踏まえ、公表対象となる懲戒処分事案について適切に公表すること(3府省)

(3) 再発防止対策の一層の推進

厚生労働省は、法令等遵守の確立に向けた一層の推進を図る観点から、職員間で非違行為事案の情報共有の徹底を図るなどの取組を行うこと(1府省)

改善措置状況(平成22年5月末現在)

【主な改善措置状況】

- 人事院の公表指針を踏まえ、適切に公表を行うことを徹底(法務省、農林水産省、国土交通省)
- 各労働局に対し、不正経理、非違行為に対する再発防止等を含めた法令遵守と職員間で非違行為事案の情報共有の徹底を図るよう指示。具体的な不正事案を基にした研修の充実(厚生労働省)

法令等遵守

勧告要旨

法令等遵守に係る取組についての定期的な検証・評価を行い、その結果を公表するとともに、必要な見直しを行うという取組を一層推進していくこと(全府省)

改善措置状況(平成22年5月末現在)

【主な改善措置状況】

- 法令等遵守に係る取組内容の検証・評価と必要な見直しを実施(6府省)
- 【例】
- ・ 倫理法・セクハラ防止等に関する職員の知識の浸透度を測るアンケート調査を活用するなどにより、検証・評価と必要な見直しを実施(宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会(警察庁)、財務省)
 - ・ 監察・査察時に遵法意識等の広範な法令等遵守事項を含むアンケート調査を行い定期的に法令等遵守に係る取組の検証・評価と必要な見直しを実施(外務省)
 - ・ 懲戒処分等の半年ごとの検証・評価、処分等の事例を各部署長等へ通知。会議での不祥事事例を基にした実態報告と意見交換を実施(国土交通省(気象庁))

【改善があまり進んでいない状況】

- 法令等遵守に係る取組に関する定期的な検証・評価の具体的な方法、検証・評価結果の公表方法等について検討中(8府省)
- 【例】
- ・ 省内関係部局や各府省との調整、協議を行い対応を検討(内閣府、総務省、国土交通省)
 - ・ 取組の定期的な検証・評価、結果の公表、必要な見直しを検討(金融庁、法務省、文部科学省、厚生労働省)
 - ・ 他府省の検討状況を見て検討(環境省)

資料2 不適正な会計経理の概要（府省別）

（単位：千円）

区分	府省名	不適正な会計経理が判明した年度			計
		平成 19 年度	20 年度	21 年度	
会計検査院の会計検査	内閣府				0
	宮内庁				0
	公正取引委員会				0
	国家公安委員会（警察庁）			20,106	20,106
	金融庁				0
	消費者庁				0
	総務省	1,845		4,306	6,151
	法務省	1,502			1,502
	外務省	2,381	11,914		14,295
	財務省	2,074	343,116		345,190
	文部科学省	46,511	31,908	36,138	114,557
	厚生労働省	24,100	45,648	111,743	181,491
	農林水産省		109,072	371,943	481,015
	経済産業省			92,690	92,690
	国土交通省		92,090	467,346	559,436
	環境省			40,180	40,180
	防衛省	9,867		29,524	39,391
計	88,280	633,748	1,173,976	1,896,004	
内部監査等	国家公安委員会（警察庁）			32,953	32,953
	厚生労働省	300	2,549	315	3,164
	農林水産省			125,703	125,703
	防衛省			5	5
	計	300	2,549	158,976	161,825
合計	88,580	636,297	1,332,952	2,057,829	

（注）当省の調査結果による。

資料3 不適正な会計経理の概要（発生区分別）

（単位：千円、％）

発生区分		不適正な会計経理が判明した年度			計
		平成19年度	20年度	21年度	
国の行政機関が自ら執行する経費	物品・役務調達	300(0.3)	29,873(4.7)	380,215(28.5)	410,388(19.9)
	現金収受(資金前渡官吏)	15,595(17.6)	11,914(1.9)	29,524(2.2)	57,033(2.8)
	その他	26,174(29.5)	388,764(61.1)	5,350(0.4)	420,288(20.4)
	小計	42,069(47.5)	430,551(67.7)	415,089(31.1)	887,709(43.1)
補助金		46,511(52.5)	205,746(32.3)	917,863(68.9)	1,170,120(56.9)
合計		88,580(100.0)	636,297(100.0)	1,332,952(100.0)	2,057,829(100.0)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 () 内は、合計欄に対する割合を示す。
 3 「その他」は、国税の還付金、労災保険の給付金等に係るものである。

資料4 不適正な会計経理の概要（本府省・地方支分部局等の別）

（単位：千円、％）

府省名	不適正な会計経理が判明した年度									計		
	平成19年度			20年度			21年度			本府省	地方支分部局等	計
	本府省	地方支分部局等	計	本府省	地方支分部局等	計	本府省	地方支分部局等	計			
国家公安委員会（警察庁）			0			0	0	43,880	43,880	0	43,880	43,880
総務省	0	1,845	1,845			0			0	0	1,845	1,845
法務省	0	1,502	1,502			0			0	0	1,502	1,502
外務省	0	2,381	2,381	0	11,914	11,914			0	0	14,295	14,295
財務省	0	2,074	2,074	0	343,116	343,116			0	0	345,190	345,190
文部科学省			0			0			0			0
厚生労働省	0	24,400	24,400	0	48,197	48,197	8,989	75,311	84,300	8,989	147,908	156,897
農林水産省			0			0	8,870	116,833	125,703	8,870	116,833	125,703
経済産業省			0			0	70,697	20,800	91,497	70,697	20,800	91,497
国土交通省			0	0	27,324	27,324			0	0	27,324	27,324
環境省			0			0	0	40,180	40,180	0	40,180	40,180
防衛省	0	9,867	9,867			0	0	29,529	29,529	0	39,396	39,396
合計	0 (-)	42,069 (100.0)	42,069 (100.0)	0 (-)	430,551 (100.0)	430,551 (100.0)	88,556 (21.3)	326,533 (78.7)	415,089 (100.0)	88,556 (10.0)	799,153 (90.0)	887,709 (100.0)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 補助金に係るものは除いている。
 3 合計欄の () 内は、計欄に対する割合を示す。
 4 「本府省」は、外局を含む。「地方支分部局等」は、特別の機関の出先機関及び施設等機関並びに都道府県警察（国庫支弁経費）を含む。

資料5 不適正な会計経理の概要（態様別）

（単位：千円、％）

態 様	不適正な会計経理が判明した年度			計
	平成 19 年度	20 年度	21 年度	
預け金	46,511(52.5)	56,748(8.9)	588,534(44.2)	691,793(33.6)
一括払い	0	26,234(4.1)	125,648(9.4)	151,882(7.4)
差し替え	0	29,310(4.6)	77,209(5.8)	106,519(5.2)
翌年度納入	300(0.3)	86,152(13.5)	452,440(33.9)	538,892(26.2)
先払い	0	0	1,147(0.1)	1,147(0.1)
前年度納入	0	15,196(2.4)	42,796(3.2)	57,992(2.8)
契約前納入	0	0	8,116(0.6)	8,116(0.4)
未納入	0	0	1,444(0.1)	1,444(0.1)
その他職員の不正による損害等	41,769(47.2)	422,657(66.4)	35,618(2.7)	500,044(24.3)
合計	88,580(100.0)	636,297(100.0)	1,332,952(100.0)	2,057,829(100.0)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 () 内は、合計欄に対する割合を示す。
 3 主な不適正な会計経理の態様は、下表のとおりである。

態 様	説 明
預け金	事実と異なる内容の関係書類を作成するなどして、契約した物品が納入されていないのに納入したことにして、業者に代金を支払い、以後の物品購入の代金等として業者に管理させるなどしていたもの
一括払い	正規の会計処理を行わないまま、随時、業者に物品を納入させた上、後日、納入された物品とは異なる物品の請求書等を提出させ、これらの物品が納入されたことにして事実と異なる内容の関係書類を作成し、購入代金を一括して支払っていたもの
差し替え	業者に事実と異なる請求書等を提出させ、契約した物品とは異なる別の物品に差し替えて納入させていたもの
翌年度納入	契約した物品が年度内に納入されたこととし、関係書類に事実と異なる検収日を記載するなどして経費を支出していたもの
先払い	契約した物品が納入される前にこれらが納入されたこととし、関係書類に事実と異なる検収日を記載し、経費を支出していたもの
前年度納入	前年度に納品させた物品を当該年度に納品させたこととし、関係書類に虚偽の検収日を記載するなどして経費を支出していたもの
契約前納入	契約手続を行わないまま物品を納入させていたのに、関係書類に実際の納品日より後の日付を検収日として記載するなどして、物品が契約締結後に納入されたことにして経費を支出していたもの

資料6 不適正な会計経理防止対策の実施状況（補助金に係るもの以外）

府省名	制度・運営の改善に係る対策			職員の意識改革	その他	計
	予算執行の見直し	物品の調達・管理体制の見直し	監査機能等の強化			
内閣府	—	○	—	○	—	○：2
宮内庁	—	—	—	—	—	—
公正取引委員会	—	—	○	—	—	○：1
国家公安委員会（警察庁）	○	○	○	○	○	○：5
金融庁	—	—	—	—	—	—
消費者庁	—	—	—	—	○	○：1
総務省	○	—	—	○	○	○：3
法務省	—	—	○	○	○	○：3
外務省	—	○	○	—	○	○：3
財務省	—	—	○	—	○	○：2
文部科学省	—	—	○	○	○	○：3
厚生労働省	—	○	○	—	○	○：3
農林水産省	○	○	○	○	—	○：4
経済産業省	—	—	○	○	—	○：2
国土交通省	—	○	○	—	○	○：3
環境省	—	—	○	○	—	○：2
防衛省	—	—	○	—	○	○：2
合計	○：3	○：6	○：12	○：8	○：10	—

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 主に各府省の本府省における取組について調査した。
 3 主な不適正な会計経理防止対策は、下表のとおりである。

区 分	説 明
予算執行の見直し	納入期限の確保、物品調達発注の原則2月末までの実施等
物品の調達・管理体制の見直し	納品書等の記載内容（納入年月日、数量等）の確認、納品書等の5年間保存、専門性の高い業務に精通している職員を検査職員に任命、契約担当者と検査担当者の分離、複数職員による検査の実施等
監査機能等の強化	行政機関の書類と事業者の帳簿等の突き合わせ、事業者からの聞き取り、外部通報の仕組みの導入等
職員の意識改革	所属長の会計経理責任者としての自覚の徹底、発注者綱紀保持研修の実施等
その他	・会計検査院の指摘事項等の周知及び適正な予算執行の徹底の周知 ・現金収受（資金前途官吏）等に係る職員の不正防止対策で、預け金等の不適正会計経理に係る対策以外のもの

資料7 不適正な会計経理防止対策の具体例

No	区分	対策の内容	府省名	効果等
1	物品の調達・管理体制の見直し	物品等の納入に当たり、事業者から納入年月日や数量等が記載された納品書等の提出を求め、その記載内容の確認を行うとともに、当該納品書等の5年間保存を義務付け	国家公安委員会 (警察庁) 農林水産省 国土交通省	国家公安委員会(警察庁)は、平成21年度の内部監査(会計監査)で、監査対象機関が保有する関係書類と事業者の帳簿類の突き合わせを行った結果、物品・役務調達で23機関2,952万円、補助金で7機関343万円(都道府県費を含む補助対象経費の額)の不適正な会計経理を指摘 農林水産省は平成22年2月から、国土交通省は同年3月から適用
2	監査機能等の強化	物品調達等の契約に係る内部監査(会計監査)において、従来から行っていた監査対象機関が保有する関係書類のチェックに加え、当該関係書類と事業者の帳簿類の突き合わせや、事業者からの聞き取り調査を実施	国家公安委員会 (警察庁)	平成21年度の内部監査(会計監査)で、監査対象機関が保有する関係書類と事業者の帳簿類の突き合わせを行った結果、物品・役務調達で23機関2,952万円、補助金で7機関343万円(都道府県費を含む補助対象経費の額)の不適正な会計経理を指摘(再掲)
			厚生労働省	平成17年度から、事業者に契約日(見積書提出日)と納品日を文書で照会しており、19年度から21年度までに、計7機関316万円の不適正な会計経理を指摘
			農林水産省	平成21年度の内部監査(会計監査)等で、契約業者に納品日等の確認や聞き取りを行った結果、物品・役務調達で59機関1億2,570万円の不適正な会計経理を指摘
3	職員の意識改革	地方支分部局等に対する内部監査(会計監査)の際に、監査対象機関の会計担当者に対して法令遵守意識の啓発等を図るための研修を実施	環境省	環境省は、左の対策の効果について、「会計担当者及び監督職員の法令遵守意識の改革が進み、物品や役務の調達に関する不適正な会計経理の防止に注意が払われ、適正な予算の執行がなされている。」と説明

(注) 当省の調査結果による。

資料 8 補助金に係る不適正な会計経理防止対策の実施状況

府省名	制度・運営の改善に係る対策							職員の意識改革	計
	予算執行の見直し	物品の調達・管理体制の見直し	監査機能等の強化	その他					
				公共事業補助金の使途基準の明確化、額の確定審査の厳格化	公共事業の補助対象から事務費を除外(平成 22 年度から)	研究機関における補助金(研究費)の管理・監査ガイドラインの作成・点検	その他		
内閣府	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国家公安委員会(警察庁)	○	○	○	—	—	—	○	○	○ : 5
金融庁	—	—	—	—	—	—	—	—	—
消費者庁	—	—	—	—	—	—	—	—	—
総務省	—	○	○	—	—	—	○	—	○ : 3
法務省	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外務省	—	—	—	—	—	—	—	—	—
財務省	—	—	—	—	—	—	—	—	—
文部科学省	○	○	○	—	—	○	—	○	○ : 5
厚生労働省	—	○	○	—	—	—	○	—	○ : 3
農林水産省	—	—	○	○	○	○	○	—	○ : 5
経済産業省	—	—	○	—	—	—	○	—	○ : 2
国土交通省	—	—	○	○	○	—	○	—	○ : 4
環境省	—	—	—	—	—	—	—	—	—
防衛省	—	—	○	—	—	—	—	—	○ : 1
合計	○ : 2	○ : 4	○ : 8	○ : 2	○ : 2	○ : 2	○ : 6	○ : 2	—

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 主に各府省の本府省における取組について調査した。

資料9 補助金に係る不適正な会計経理防止対策の具体例

No	区分	対策の内容	府省名	効果等
1	物品の調達・管理体制の見直し	物品等の納入に当たり、事業者から納入年月日や数量等が記載された納品書等の提出を求め、その記載内容の確認を行うとともに、当該納品書等の5年間保存を義務付け（再掲）	国家公安委員会（警察庁）	平成21年度の内部監査（会計監査）で、監査対象機関が保有する関係書類と事業者の帳簿類の突き合わせを行った結果、補助金について、7機関で343万円（都道府県費を含む補助対象経費の額）の不適正な会計経理を指摘（再掲）
		補助金の使用に係る帳簿や証拠書類の補助事業終了後5年間保存や、補助金に係る国への精算報告書に帳簿・証拠書類の写しの添付を義務付け	文部科学省	平成22年度から適用
			厚生労働省	平成22年度から適用
2	研究機関における補助金（研究費）の管理・監査ガイドラインの作成・点検	研究機関に交付する補助金（研究費）について、①補助金の管理に係る責任体制・事務処理手続等の明確化、②不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施、③内部牽制機能の強化等を求めるガイドラインを作成（平成19年） また、ガイドラインの実施状況について、毎年国への報告を求めるとともに、補助額の大きい機関等について現地調査を実施	文部科学省	毎年度、約1,600研究機関に実施報告書の提出を求め、その内容の分析結果を公表するとともに、毎年度現地調査を実施（平成19年度30機関、20年度95機関及び21年度52機関）
			農林水産省	毎年、数機関を対象に（平成21年度は5機関）、補助金（研究費）に係る経理処理状況の調査とガイドラインに基づく体制整備状況を調査。また、事業説明会でコンプライアンス意識を徹底 平成22年度以降も、引き続き同様の取組を実施予定

(注) 当省の調査結果による。

資料 10 国の行政機関が自ら執行する物品や役務の公共調達に係る不適正な会計経理の指摘等があった5府省の取組

府省名	取 組 概 要
<p>国家公安委員会（警察庁）</p>	<p>①監査計画等で重点事項として明確化 警察庁長官官房会計課では、平成21年度の会計監査において、契約関係について、物品購入等に係る不適正な経理処理が一部の県警察で判明したことを勘案し、それを重点項目とした。 その結果、1 附属機関、1 管区警察局、4 管区警察学校、5 県情報通信部、15 都道府県警察及び1 道方面本部において、「翌年度納入」等の不適正な会計経理が認められたことから、改善策を講じるよう指示した。</p> <p>②納品書等の5年間保存の義務付け 警察庁長官官房会計課では、平成20年12月に会計課長通知を発出し、物品購入等に係る契約の履行確認の適正を図るための手続の一つとして、「支出担当課は、検査調書、請求書、納品書等について、数量、日付その他の記載内容に齟齬がないか確認した上で支出手続を行うこと。支出担当課は、当該納品書等について5年間保存すること。」を義務付けている。</p> <p>③契約（納品）業者の帳簿との突合や聞き取り調査等を実施 警察庁では、一部の県警察において「預け金」等の不適正な経理処理が行われていたことが判明したことなどから、平成21年4月及び11月に、官房長から各都道府県警察の長等に対し、物品購入等に係る契約の適正の確保を図る上で留意すべき事項を指示している。 当該指示事項の一つに、会計監査の充実強化が盛り込まれ、「警察庁では、不適正な経理処理が物品購入等の契約について行われたことを踏まえ、平成21年度会計監査実施計画において、捜査費等に加え、物品購入等の契約についても、他の留意事項（所属長の責務、指導・教養の強化、契約の履行確認の徹底等、計画的かつ効率的な予算執行等）に係る都道府県警察等の取組みの進捗状況も踏まえつつ、重点的に監査しており、その際、物品購入等の契約を締結した業者の帳簿書類と都道府県警察等が保有する会計書類を突合しているところである。都道府県警察が実施する会計監査についても、警察庁における取組を参考に、その充実強化を図ること。」と定められている。 具体的には、長官官房会計課監査室では、平成21年度の会計監査において、新たに、契約業者の帳簿書類と都道府県警察等の監査対象機関が保有する会計書類との突合を行い、必要に応じ、契約業者への聞き取り等の確認を行っている。その際、監査対象機関の契約業者の中から取引規模等を勘案して業者を抽出し、当該業者が契約したすべての案件についての帳簿書類の提供を依頼し、突合の結果、1件でも疑義が生じた場合は、過去5年分の契約について突合作業を行っている。</p>
<p>厚生労働省</p>	<p>①監査計画等で重点事項として明確化 平成21年度会計事務監査指導実施方針（大臣官房会計課長が策定）に、重点監査事項として、「会計事務を処理する組織において会計機関相互による牽制体制が確保されているかを、引き続き実地に検証する。」と定めている。また、当該実施方針に基づく平成21年度会計事務監査指導実施計画（大臣官房会計課監査指導室長が策定）に、「会計事務を処理する組織において、会計機関相互による牽制体制の確保のため、支出負担行為担当官（契約）と官署支出官（支払）、又は支出負担行為担当官と物品管理担当官業務の補助者が、同一の者又は同一係となっていないかについて確認する。」と定めている。上記方針に基づき、平成21年度に72部局を会計監査した結果、5部局に相互牽制体制の確立が不十分との指摘を行い、必要な改善措置が講じられた。 平成22年度の会計事務監査指導実施方針及び会計事務監査指導実施計画においても、監査重点事項として、「会計機関相互による牽制体制の確保状況を引き続き実地に検証する。」と定めている。</p> <p>②契約（納品）業者の帳簿との突合や聞き取り調査等を実施 大臣官房会計課監査指導室では、平成17年度から、内部監査（会計監査）の一環として、備品等の納入状況を確認するため、契約業者に対し、</p>

府省名	取 組 概 要
	<p>納入した備品等の契約日（見積書提出日）及び納品日を文書で回答するよう依頼している。</p> <p>具体的には、監査対象機関の契約業者の中から3業者から5業者を抽出し、当該業者との契約案件の中からコピー用紙や医療器具、事務机、イス等の大量購入又は年度末購入しているものを1事業者当たり1件から3件を抽出して、文書により必要事項の回答を依頼している。業者への回答依頼は監査対象機関の契約担当者が行うが、業者からの回答は大臣官房会計課監査指導室に直接送付するようにしている。</p> <p>この調査の結果、平成17年度から21年度までの間に、延べ304部局の1,804契約を調査したところ、12部局で63件の翌年度納入等の不適正な事務処理が認められたことから、是正指導を行った結果、現在は適切に処理されている。この調査結果については、厚生労働省のホームページでも公表している。</p>
農林水産省	<p>①監査計画等で重点事項として明確化</p> <p>大臣官房経理課では、平成21年11月の物品購入等の点検調査で地方支分部局等において不適正な経理処理が判明したことを踏まえ、22年1月以降の契約事務の監査において、年度末に締結した案件に係る納品状況等について契約相手先へ直接聞き取り等を行うなど、新たな監査手法を取り入れた結果、一部の機関において、不適正な経理処理が判明した。</p> <p>平成22年度においても、引き続き、内部監査の一層の強化を図るため、従来から行われてきた経理処理の合規性の確認のほか、経理書類が事実と相違ないかを確認するため、契約業者への聞き取りを行うなど、新たな監査手法を取り入れることとしている。</p> <p>②納品書等の5年間保存の義務付け</p> <p>大臣官房経理課では、平成22年2月に、部局長に対し、物品調達のチェック体制の強化方策の一つとして、納品書等は当該年度経過後5年間保存するよう指示している。また、会計監査で当該措置が的確に実施されているかについて確認を行うこととしている。</p> <p>③契約（納品）業者の帳簿との突合や聞き取り調査等を実施</p> <p>大臣官房経理課では、本省及び地方支分部局等を対象に物品購入契約の履行状況に係る点検調査を実施したところ、一部の機関において預け金等の不適正な会計経理が確認されたことから、平成22年2月に、物品調達に係る経理処理の適正化を図るために講ずべき措置を示した「物品調達に係る経理処理の適正化について」（大臣官房経理課長通知（以下「経理課長通知」という。）を省内関係部局長に発出している。</p> <p>経理課長通知では、物品調達に係る経理処理の適正化を図るために講ずべき措置の一つとして、「監査手法の見直し」が盛り込まれ、監査部局は、内部監査の一層の強化を図るため、①従来から行われてきた経理処理の合規性の確認のほか、経理書類が事実と相違ないかを確認するため、契約業者への聞き取りを行うなど、監査手法等の見直しを行うこと、②内部監査において、経理課長通知の指示事項が的確に実施されているかについて確認を行うこととされている。</p>
国土交通省	<p>①監査計画等で重点事項として明確化</p> <p>平成22年度においては、会計監査の重点監査事項の一つに、物品購入及び印刷物作成に関する事項を盛り込み、近年、会計検査院から地方公共団体及び他省庁における不適正な会計経理についての指摘がされていることから、決算検査報告における着眼点等を参考に会計監査を実施中。</p> <p>②納品書等の5年間保存の義務付け</p> <p>大臣官房会計課では、各府省等における不適正な会計経理の指摘があることを踏まえ、平成22年2月に、「国土交通省会計監査要綱」（平成17年6月2日大臣官房会計課長定め）を改正し、「対象部局は、監査の実施に必要な書類として、物品の購入及び印刷物作成に関する契約（単価契約を含む。）の納品書などの国が相手方から給付を受けた日付及び品目が明らかとなっている書類を当該年度終了後5年間保存するものとする。」との規定を追加し、22年3月1日以降納入された契約から適用している。</p>
環境省	<p>①監査計画等で重点事項として明確化</p> <p>官房会計課監査指導室では、平成21年度会計事務監査指導実施計画に、不適正な会計経理を防止する観点から、次のような監査指導項目及び留</p>

府省名	取 組 概 要
	<p>意事項を盛り込んで実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 委託・請負契約等の成果物及び購入契約に係る物品について現物を確認。その監査過程において、重要な問題が懸念される場合は、国の契約相手方に対して協力を求め、書類等を確認 ii 成果物の納品又は物品、役務等の完了が確認されないままの先払い、年度を越えた納品又は完了がされていないか、納品書又は業務完了報告書等により確認 <p>②契約（納品）業者の帳簿との突合や聞き取り調査等を実施</p> <p>委託・請負契約等の成果物及び購入契約に係る物品について現物を確認。その監査過程において、重要な問題が懸念される場合は、国の契約相手方に対して協力を求め、書類等を確認（再掲）</p>

(注) 当省の調査結果による。

資料 11 他府省での指摘を踏まえ、監査計画の重点項目に不適正な会計経理を盛り込んでいる 4 府省の取組

府省名	取 組 概 要
公正取引委員会	<p>官房総務課会計室では、他府省において不適正な会計経理が指摘されていることなどを踏まえ、平成 19 年度以降、随意契約（契約及び支出負担行為並びに支出に関する事項）を会計監査実施計画の特別監査項目に位置付け、不適正な会計経理を防止する観点から、物品・印刷物購入の納品検査状況や支払いに際しての必要書類の整備状況等の確認を行っている。</p>
財務省	<p>大臣官房会計課監査室では、他府省において不適正な会計経理が指摘されていることなどを踏まえ、平成 22 年度の会計監査計画の最重点項目の一つに、①預け金や翌年度納入のような不正経理、不適切な科目更正等が発生することのないよう、内部牽制の充実を図っているか、及び②年度末の駆け込み執行や不要不急な執行が行われないう、計画的に執行しているかを盛り込んだ。</p>
文部科学省	<p>他府省において不適正な会計経理が指摘されていることなどを踏まえ、平成 21 年度の会計経理実地監査の監査事項に、物品調達に係る契約について、納品検査をどのように行っているか等の確認を行うことを新たに盛り込み、実地監査職員に対する会議で周知した。</p>
防衛省	<p>平成 21 年度の会計監査の重点の一つに、会計検査院による他府省への指摘と同様の事態はないかを盛り込んだ。 また、平成 22 年度の会計監査の重点の一つに、物品等の購入等に当たり、預け金等の不適正な会計経理が行われていないかを盛り込んだ。</p>

(注) 当省の調査結果による。